

(スイス知的財産庁により公表された救済措置の仮訳)

## 日本で発生した自然災害により期日を遵守できない場合

スイス知的財産庁は、産業財産権手続の管理において、法的適応範囲内で、先日日本を襲った自然災害による大規模な影響を考慮することとする。具体的には、以下の付与請求に適応する。

**期間延長**：法律または規則のいずれにも定められていない期限に関して、請求により、期間延長が認められる場合がある（特許規則第 12 条[ドイツ語、フランス語]、連邦行政手続法第 22 条[ドイツ語、フランス語]）。

**追加手続**：特定の状況において、一部の期日に関して、当該期日を遵守できなかった理由の如何に関わらず、請求により、追加手続を求めることができる場合がある（スイス特許法第 46(a) 条 [ドイツ語、フランス語]、商標法第 41 条 [ドイツ語、フランス語]、意匠法第 31 条 [ドイツ語、フランス語]）。

**原状回復**：日本における(災害後)の現況により期日を遵守できなかったいかなる出願人または特許権者であっても、当該人に何の過失も認められない場合、請求により、期日を遵守した者としての原状を回復できる場合がある。スイス知的財産庁は、原状回復の条件を満たしているかどうか個別に請求を確認する。原状回復請求の詳細な要件と範囲に関しては、以下の条項に記載されている。

**特許分野**：特許法第 47 条（ドイツ語、フランス語）

**商標、意匠および回路配置の分野**：連邦行政手続法第 24 条（ドイツ語、フランス語）